

政策評価・独立行政法人評価委員会  
政策評価分科会提出資料  
農村振興局 整備部 防災課

平成21年5月15日

農林水産省

(資料 1) 海岸保全施設整備事業（高潮対策）「村上地区」の概要

(資料 2) 海岸保全施設整備事業（高潮対策）「村上地区」に係る  
評価についての主な疑問点と農林水産省の見解

(資料 3) 農地海岸事業の事業評価における費用便益分析について

## 海岸保全施設整備事業（高潮対策）「村上地区」の概要

### 1. 地区の概要

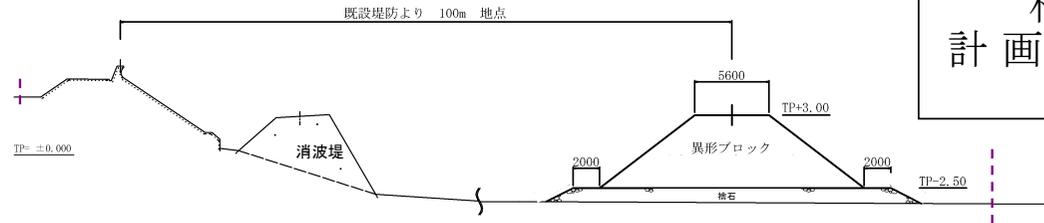
本地区は、福島沿岸の北部に位置し、昭和39年度から昭和49年度にかけて福島県が堤防を整備したところであるが、台風時などの風波等により堤防の被災が発生していることから、風波に対する防護を図るため、離岸堤を整備するものである。

- 1) 事業主体：福島県
- 2) 所在地：福島県南相馬市
- 3) 工期：平成20年度～平成27年度
- 4) 総事業費：1,260百万円
- 5) B / C：6.07

### 2. 事業内容

離岸堤 4基

離岸堤 標準断面図



村上地区  
計画一般平面図

1/5,000

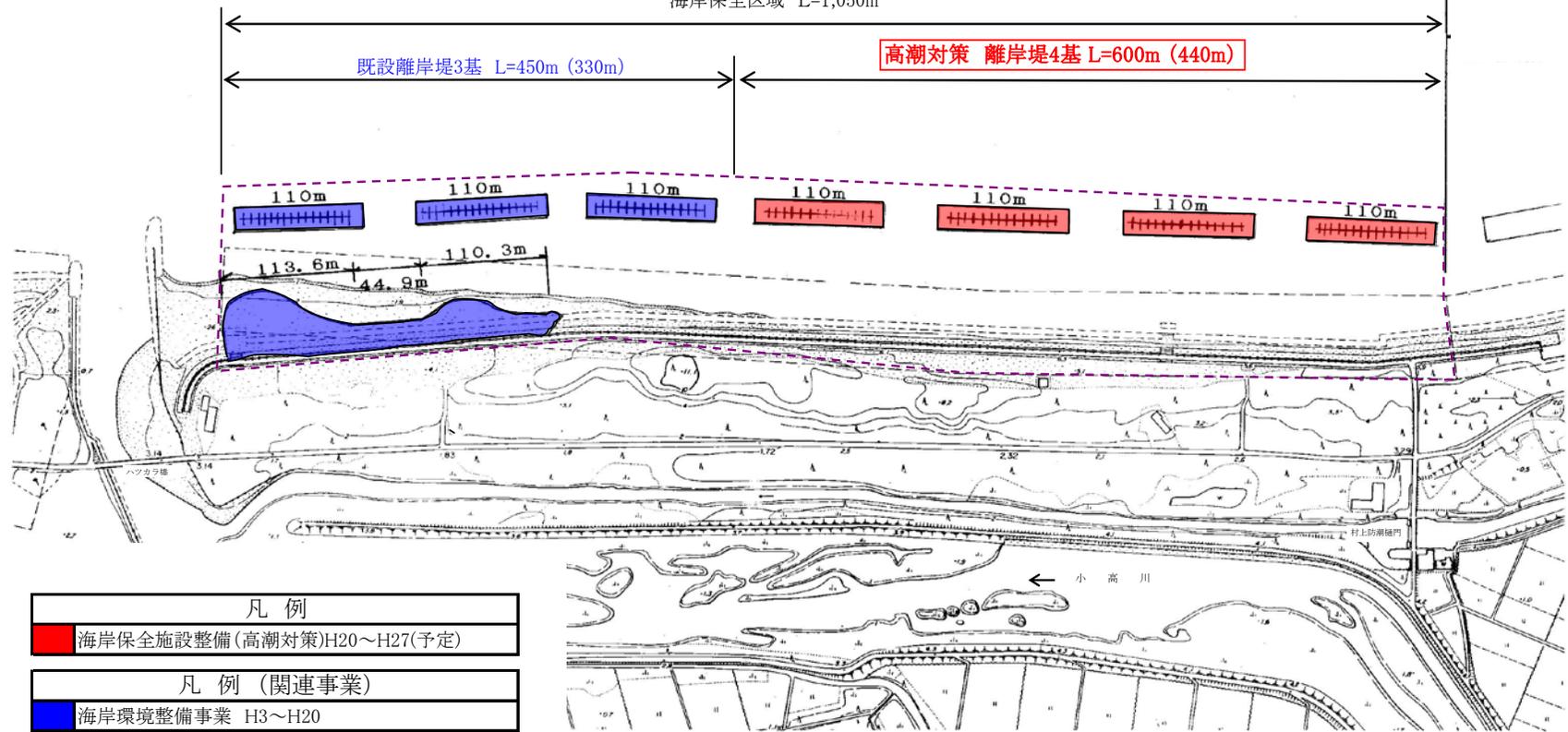
福島県 相双地方北部 位置図



海岸保全区域 L=1,050m

既設離岸堤3基 L=450m (330m)

高潮対策 離岸堤4基 L=600m (440m)



凡例

海岸保全施設整備(高潮対策)H20~H27(予定)

凡例 (関連事業)

海岸環境整備事業 H3~H20

## 海岸保全施設整備事業（高潮対策）「村上海岸」に係る評価についての主な疑問点と農林水産省の見解

評価についての主な疑問点	農林水産省の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>海岸利用便益の算定におけるアンケートの集計範囲を、福島県の全世帯としている点について、海岸利用便益が発生していないとしても、1世帯当たりの支払意思額は、それを加味した額（支払わない又は支払額が小さい）となっているため齟齬は生じないとしているが、本事業の評価におけるCVM（仮想市場法）での支払意思額を「寄付額」として質問している点について、マニュアルによると、「<u>慈善バイアス</u>が発生する可能性があり、便益がない世帯は支払わない又は支払額が小さいとしていることに疑問がある。</u> 慈善バイアスの可能性の高い「寄付」という形でなく、<u>どの程度の額を「負担」するかについて質問すべきではないか。</u></li> <li>・ <u>福島県内（旧小高町を除く）において実施したアンケート結果では、県内の73%が村上海岸を認知し、そのうち同海岸を訪れたことがあると回答した者は85%に上ることから集計範囲の設定は妥当としているが、県内で同海岸を利用した回答者は62%にとどまることとなり、更に、その中には11年以上前に訪れたことがあると回答した者が含まれているなど、実際の利用率は低調なものとなるため、福島県全体を集計範囲とすることの妥当性に疑問がある。</u></li> <li>・ <u>以上のことから、アンケートの集計範囲については、村上海岸の利用実態を踏まえて適切に設定した上でアンケートを実施すべきではないか。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林水産省としては、これまでもCVMによる調査の実施に当たっては、事前調査や既存の調査事例等をもとに、適切に調査範囲を設定する旨を海岸事業の費用便益分析指針の参考資料に記載し、指導してきたところであるが、総務省の問題意識を踏まえ、農地海岸事業について、上記の指針の参考資料を踏まえた適切な調査範囲の設定に今後なお一層留意するよう、あらためて周知徹底を図ったところである（資料3参照）。 農地海岸事業の事業評価における適切な費用便益分析の実施に今後なお一層留意してまいりたい。</li> <li>・ なお、本件については以下のとおり考える。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 海岸事業の費用便益分析指針の参考資料では、慈善バイアスは、アンケート票に望ましい回答態度を明記することで、ある程度回避しうる旨記載されている。福島県が実施した本アンケートにおいては、「海岸を守るためにいくら寄付しますか」といった心情に訴える設問ではなく、海岸整備の具体的な計画を明示した上で海岸整備の実施に対する設問とされていること、同設問には、「あなたの家計のつかえる金が減ることをお忘れなく。」と明記されていることから、慈善バイアスに対する配慮は講じられていると考えている。</li> <li>(2) また、福島県内で過去に村上海岸を訪れたことがあるとする回答者が62%であることなどをもって、利用率が低調であると判断することはできないと考えている。</li> <li>(3) なお、本地区について、浸水防護便益と侵食防止便益のみで、B/Cは1を上回る結果となっている。</li> </ol> </li> </ul>

## 農地海岸事業の事業評価における費用便益分析について

農地海岸事業におけるCVM（仮想市場法）による便益算定について、以下の措置を実施。

- 「農地海岸事業の事業評価における費用便益分析について」（平成21年4月20日付け21農振第130号農村振興局整備部防災課長通知）を発出し、農地海岸事業におけるCVM（仮想市場法）による便益算定について、「海岸事業の費用便益分析指針（改訂版）」（平成16年6月）の参考資料に今後なお一層留意するよう周知徹底。（別紙参照）
  
- 平成21年4月21日の「地方農政局防災課長等会議」において、上記通知の趣旨について周知徹底。

各地方農政局 整備部長 あて

農村振興局 整備部 防災課長

## 農地海岸事業の事業評価における費用便益分析について

農地の保全に係る海岸事業（以下「農地海岸事業」という。）の事業評価における費用便益分析については、「海岸事業の費用便益分析指針（改訂版）」（平成 16 年 6 月。以下「指針」という。）により、適切な実施に努めていただいているところであるが、農地海岸事業における CVM（仮想市場法）による便益算定について、指針の参考資料に示された下記の事項に今後なお一層留意の上、適切な費用便益分析の実施に努められるようお願いする。

なお、貴管内の農村振興局に係る海岸保全区域の海岸管理者の担当部局に対しても、この旨周知されるようお願いする。

### 記

#### 1. 調査範囲の設定

CVMを適用して便益計測を行う際には、集計範囲の設定が便益額を大きく左右することから、調査の実施に当たっては、CVM事前調査や既存の調査事例等をもとに、適切な集計範囲を想定しておき、この範囲を含む市町村等を単位として調査範囲を設定するのが有効であること。なお、より詳細な設定ができる場合には町丁目単位又は字単位で設定することもあり得ること。

#### 2. 支払意思額の質問

支払意思額（WTP）を質問する際の支払形態については、それぞれの支払形態の表現に固有の得失があるため、支払形態の選択はケースにより慎重に行われなければならないこと。また、CVMではバイアスが生じる可能性が指摘されており、バイアスを小さくすることがCVMの評価結果の信頼性を高める上で重要であること。

---

（備考）

北海道開発局、沖縄総合事務局、北海道に対しても同趣旨の文書を発出。